

AIS 搭載義務

2002年7月1日に発効された「1974年の海上における人命の安全に関する条約(SOLAS74)」第V章では、2008年7月までに、段階的に次の特定の船舶に対し、AISを搭載することが義務づけられています(第19規則)。

- (1) 国際航海に従事する300総トン以上の全ての船舶
- (2) 全ての旅客船
- (3) 国際航海に従事しない500総トン以上の貨物船

国内法(船舶設備規程第146条の29)では、次のとおり義務付けられています。

- (1) 国際航海に従事する300総トン以上の全ての船舶
- (2) 国際航海に従事する全ての旅客船
- (3) 国際航海に従事しない500総トン以上の全ての船舶

なお、経過措置のため、次のとおり搭載義務期限が設けられています

AIS 搭載義務化スケジュール

		2002 7/1	2003 7/1	2004 7/1	2005 7/1	2006 7/1	2007 7/1	2008 7/1		
新造船	全ての搭載義務船舶									
	現存船	全ての旅客船								
		国際航海に従事する船舶	タンカー		注1					
			旅客船、タンカー以外の船舶	50,000総トン以上						
				300総トン以上 50,000総トン未満		注2				
		国際航海に従事しない船舶	500総トン以上の船舶							

注1 平成15年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期

注2 平成16年7月1日以後最初に行われる定期検査若しくは中間検査の時期又は平成16年12月31日のいずれか早い時期